

佐井村障害者活躍推進計画

機関名	佐井村
任命権者	佐井村長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）
佐井村における障害者雇用に関する課題	佐井村では、障害者に限定した募集による採用実績はなく、在職する雇用障害者のみである。 令和 2 年度までは法定雇用率を達成している。 令和 3 年度以降、実雇用率は法定雇用率を下回っているが、法定雇用障害者数は達成している。 今後も障害者雇用の推進に積極的に取り組んでいく必要がある。
目標	
1 採用に関する目標	各年度の法定雇用率を達成する。 【参考】令和 6 年 6 月 1 日時点の実雇用率：2.04%（評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。（評価方法） 毎年度末、人事記録等により把握・進捗管理を行う。
3 ワーク・エンゲージメントに関する目標	在職する障害者に対し、毎年の人事評価面談等の面談機会を利用し状況の把握を行う。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する（令和 2 年 4 月 1 日選任済）。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者・人事担当・健康相談担当（保健師）など）を整備し、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等で変更が生じるため、定期的に更新を行う。 ○相談窓口（総務課）を設置する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害の特性に配慮し、適切な職務の選定を心掛けるとともに、障害に起因して職務の遂行が困難である旨の相談を受けた場合には、速やかに検討・対応する。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。なお、措置を講じるに当たっては、障害者の要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。 ○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○各種相談先への相談のほか、自己申告や人事評価面談の際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。